



平成 25 年 11 月 29 日

各 位

会 社 名 K L a b 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 真田 哲弥
(コード番号：3656)

問 い 合 わ せ 先 取 締 役 I R 室 長 中 野 誠 二
TEL 03-4500-9077

**第三者割当による新株式の発行及び株式買取契約の締結
並びに第 9 回～第 11 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行及び
新株予約権買取契約（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」）
締結に関するお知らせ**

当社は、平成 25 年 11 月 29 日付の取締役会において、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）及び第 9 回乃至第 11 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行、並びに金融商品取引法による届出の効力発生後にドイツ銀行ロンドン支店との間で株式買取契約及び新株予約権買取契約（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※）を締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

＜本新株式発行の概要＞

(1) 払 込 期 日	平成 25 年 12 月 24 日
(2) 発 行 新 株 式 数	1,300,000 株
(3) 発 行 価 額	1 株当たり 649 円
(4) 資 金 調 達 の 額	840,400,000 円(注)
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方式による
(6) 割 当 予 定 先	ドイツ銀行ロンドン支店
(7) そ の 他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株式に係る株式買取契約を締結する予定です。同契約において、ドイツ銀行ロンドン支店の本第三者割当増資に係る払込義務は、当社の平成 25 年 11 月 29 日付の取締役会決議に基づく Qihoo 360 Technology Co. Ltd. を割当先とする新株式の発行に係る払込金額の全額の払込みが行われていることを停止条件として発生する旨定められます。

(注) 資金調達の額は、本新株式の払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割 当 日	平成 25 年 12 月 16 日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	3,000,000 個（第 9 回～第 11 回新株予約権合計、1 回号当たりの個数は 1,000,000 個）
(3) 発 行 価 額	総額 9,000,000 円（第 9 回新株予約権 1 個当たり 3 円 50 銭、第 10 回新株予約権 1 個当たり 3 円、第 11 回新株予約権 1 個当たり 2 円 50 銭）
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	3,000,000 株（新株予約権 1 個につき 1 株） 第 9 回新株予約権： 上限行使価額はありません。 下限行使価額 340 円 第 10 回新株予約権： 上限行使価額はありません。

	下限行使価額 340 円 第 11 回新株予約権： 上限行使価額はありません。 下限行使価額 340 円
(5) 資金調達の額	2,704,500,000 円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第 9 回新株予約権 750 円 第 10 回新株予約権 850 円 第 11 回新株予約権 1,100 円 当社は平成 25 年 12 月 16 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、各回の新株予約権ごとに行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初第 9 回乃至第 11 回において新株予約権は 340 円とし、発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	ドイツ銀行ロンドン支店
(9) その他	当社は、ドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、新株予約権買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結する予定です。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日から 20 営業日の期間に、当該行使許可に示された数量の範囲内（一回当たりの権利行使上限個数は 1,000,000 個）でのみ本新株予約権を行使できる旨定められます（行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」※）。 本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

※ 行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価（ターゲット価格）を 3 パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です（下表のとおり）。これは、将来の株価上昇を見越し、3 パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行（ターゲット・イシュー）できることを期待して設定したものです。またドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数及び一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら判断いたします。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、1) 行使請求期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、又は 2) 緊急の資金需要が発生したときのために、当社は行使

価額修正に関する選択権を保有しております。

	第 9 回新株予約権	第 10 回新株予約権	第 11 回新株予約権
発行数	1,000,000 個	1,000,000 個	1,000,000 個
発行価額の総額	3,500,000 円	3,000,000 円	2,500,000 円
発行価額	3 円 50 銭	3 円	2 円 50 銭
行使価額	750 円	850 円	1,100 円
「行使価額の修正」の項目	有	有	有
行使請求期間	2 年間	2 年間	2 年間
行使許可条項	有	有	有

2. 募集の目的及び理由

当社は、モバイルオンラインゲームの開発及び運用を行っており、会員数は延べ 3,300 万人を突破いたしました。また、昨年より海外市場向けゲームの開発・提供も開始し、海外においても着実に実績を積み重ねております。更に、Kabam, Inc.（本社：アメリカ合衆国カリフォルニア州、CEO：ケビン・チョウ）や Microsoft Corporation（本社：アメリカ合衆国ワシントン州、CEO：スティーブ・バルマー）など世界的な有力企業との業務提携を締結する等、海外展開を加速させております。

その中、海外における有力企業との提携や国内のヒットタイトルの海外展開、及び大型新規タイトル開発等への投資を目的とした資金需要が増大しており、当期での資金調達実施は、競争が激化しているモバイルオンラインゲーム市場において、更なるヒットタイトルの創出によるシェア拡大、及び収益の増加へ寄与するものと考えております。

そこで、当社は、平成 25 年 11 月 29 日、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行を決定いたしました。本第三者割当増資及び本新株予約権の発行・行使によって調達する資金（払込金額の総額の合計 3,552,700,000 円、差引手取概算額の合計 3,544,900,000 円）は、国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動及び新規タイトル開発費用へ充当する予定です。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

（1）資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当増資を行い、これと同時にドイツ銀行ロンドン支店に対し本新株予約権を割当て、ドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は当初固定（第 9 回新株予約権は 750 円、第 10 回新株予約権は 850 円、第 11 回新株予約権は 1,100 円）されていますが、当社は平成 25 年 12 月 16 日以降、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日において、当該効力発生日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切下げた額に修正されます。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初、第 9 回新株予約権は 340 円、第 10 回新株予約権は 340 円、第 11 回新株予約権は 340 円とし、発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

当社はドイツ銀行ロンドン支店との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含む本買取契約を締結いたします。ドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」といいます。）を提出し、これに対し当社が書面（以下「行使許可書」といいます。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書の受領日当日から 20 営業日の期間（以下「行使許可期間」といいます。）に、行使許可書に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。なお、一通の行使許可申請書に記載する行使可能新株予約権数は各回 1,000,000 個を超えることはできず、従前の行使許可申請に基づく行使許可期間中に当該行使許可に係る本新株予約権の行使可能数が残存している場合には、ドイツ銀行ロンドン支店は当該期間の満了又は当該行使許可に係る本新株予約権の全部の行使完了まで新たな行使許可申請書を提出することができません。

また、当社とドイツ銀行ロンドン支店は、本買取契約において、取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項、同施行規則第 436 条第 1 項から第 5 項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権又は他の MSCB 等（取引所が定める有価証券上場規程施行規則第 411 条に定義される MSCB 等をいいます。）のいずれかを行使することにより交付される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨その他の同施行規則第 436 条第 4 項に規定する内容を定めます。

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し取得日の通知又は公告を当該取得日の 1 ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額にて取得することができます。

また、本買取契約において、割当予定先は、当社の平成 25 年 11 月 29 日付の取締役会決議に基づく Qihoo 360 Technology Co. Ltd. を割当先とする新株式の発行に係る払込金額の全額の払込みが同年 12 月 24 日までに行われなかった場合に、平成 26 年 1 月 6 日までに当社に通知することにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で買い取ることを当社に請求できる旨が規定されます。

（２）資金調達方法の選択理由

当該資金調達の方法は、本新株式の発行と本新株予約権の発行を併せた資金調達手法となっております。具体的には、本新株式の発行による手取金を元手として、事業活動の促進と株主価値向上を図り、株主価値向上の前提をもって本新株予約権の行使による更なる事業資金の調達を実施するという手法を採用しております。

本新株予約権に係るスキーム（以下「本スキーム」といいます。）には以下の「（３）本スキームの特徴」に記載のメリット及びデメリットがありますが、本スキームは当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるという特徴をもっており、当社の資金需要や市場環境等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら自己資本を増強することが可能であることから、以下の「（３）本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

（３）本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。
[メリット]

① 固定行使価額（資金調達目標株価）によるターゲット・イシュー

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を 3 回のシリーズに分け、予め将来の株価上昇を見込んで 3 通りの行使価額を設定しております（1. に記載の表のとおり）。行使価額は原則として固定されており、当社が希望しない限り行使価額の修正は行われないため、仮に将来において株価が急落した場合でも当初の予測を超えて希薄化が促進されることはありません。

② 行使許可条項

ドイツ銀行ロンドン支店は、当社の許可なく本新株予約権を行使できない仕組みとなっております。本買取契約において、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可の到達日当日から 20 営業日の期間に当該行使許可に示された数量の範囲内（一回当たりの権利行使上限個数は 1,000,000 個）でのみ本新株予約権を行使できるものと定められます。当社は、かかる行使許可について、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながらその都度判断を下します。これによって当社は、ドイツ銀行ロンドン支店による権利行使に一定の制限を課し、かつ資金需要及び市場環境を判断しながら権利行使許可のタイミングを判断することが可能になります。

③ 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は 3,000,000 株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されております。

④ 取得条項

将来的に本新株予約権による資金調達の実現性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、行使許可期間を除き、いつでも残存する本新株予約権を発行要項第 14 項記載の取得条項に従って取得することが可能です。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は一切発生いたしません。

⑤ 行使価額修正条項・選択権

上記①に記載のとおり、本新株予約権の行使価額は原則として固定されていますが、当社の判断により、行使価額の修正を開始することが可能です。これによって当初の目標株価であった行使価額を大幅に上回って株価が上昇した場合に資本調達額を増額でき、又は緊急の若しくは機動的な資金ニーズに対しても対応することが可能です。なお、行使価額は当初行使価額を下回る価額に修正される可能性があります。下限が 340 円と定められており、当社が行使価額の修正を決定した後に株価が急落した場合であっても、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっています。

⑥ 自己資本調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

新株発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。よって、株価がターゲット価格に達してから準備を開始しても、数週間の発行準備期間を要し、かつその期間中の株価変動等により、機動的かつタイムリーな資本調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれのターゲット価格を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、株価上昇後の有利な価格による資金調達をスタンバイできます。

[デメリット]

① 当初に満額の資本調達は出来ない

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使に際して出資される財産の価額の資本調達がなされます。本新株予約権の当初行使価額（ターゲット価格）は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、上記[メリット]⑤に記載の行使価額の修正を開始しない限り、当社株価がターゲット価格を超えて初めて権利行使請求が行われる可能性が生じます。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資本調達を募るという点において限界があります。

③ 株価低迷時に、資金調達がされない可能性

株価が長期的に行使価額（第 9 回新株予約権は 750 円、第 10 回新株予約権は 850 円、第 11 回新株予約権は 1,100 円）を下回る状況などでは、資金調達ができない可能性があります。

④ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は当社株式の保有方針として長期間保有する意思を表明していないことから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却し、当社株価が下落する可能性があります。

⑤ 割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がされない可能性

当社から割当予定先に対して行使を指図することはできない仕組みであり、割当予定先が行使をしない場合には、本新株予約権の行使に係る資金調達がされない可能性もあります。

[他の資金調達方法との比較]

① 新株式発行による増資

(a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の 1 株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

(b) 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

(c) 第三者割当増資

当社は、本新株予約権の発行と同時に、割当予定先に対する第三者割当の方式により新株式の発行を行う予定です。しかし、当該第三者割当増資のみによっては、当社の将来的な資金需要を満たすことが出来ない見込みであるため、第三者割当増資と本新株予約権の発行を組み合わせた

資金調達スキームが必要であると判断いたしました。

② MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

③ 行使価額が固定された新株予約権

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となります。

④ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、上記①(b)の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑤ 社債による資金調達

社債による資金調達では、調達額金額が全額負債となるため、財務健全性の低下に伴い、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 本新株式及び新株予約権に係る調達資金	3,552,700 千円
本新株式の払込金額の総額	843,700 千円
本新株予約権の払込金額の総額	9,000 千円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,700,000 千円
② 発行諸費用の概算額	7,800 千円
③ 差引手取概算額	3,544,900 千円

(2) 調達する資金の具体的な使途

①本新株式

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る新規タイトル開発費用	500	平成 25 年 12 月～ 平成 26 年 11 月
国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動費用	340.4	平成 25 年 12 月～ 平成 26 年 11 月

(注) 1. 調達資金を国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動及び新規タイトル開発費用に充当することで計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定です。

2. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

②本新株予約権

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る新規タイトル開発費用	2,000	平成 25 年 12 月～ 平成 27 年 11 月
国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動費用	704.5	平成 25 年 12 月～ 平成 27 年 11 月

(注) 1. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権

を消却した場合には、調達する資金の額が減少いたしますが、仮に調達する資金の額が減少した場合、又は、権利行使期間内に本新株予約権が全く行使されなかった場合においても、当社の財務基盤に影響を与えるものではなく、調達した資金の金額に応じて上記使途に充当いたします。

2. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

当社は、上記のとおり調達資金を国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動及び新規タイトル開発費用へ充当する予定です。

調達した資金は上記使途に充当する予定ですが、本新株予約権は、行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではありません。

このため、国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動及び新規タイトル開発費用に関しては、本新株予約権の行使が進まず上記の金額により充当できない可能性があります。この場合でも引き続き間接金融等で、資金調達することにより当社の業績に与える影響は限定的であり事業の継続性には支障がないと判断しております。なお、これらは、本新株予約権の行使により現実に払込みのなされた時点の当社の財務状況や事業環境により変更される場合があります。

なお、当社は、平成 25 年 8 月に株式会社博報堂及びOakキャピタル株式会社を割当先とする第三者割当増資を実施し、374,064,900 円を調達しました。この調達した資金の一部については、平成 25 年 8 月から平成 25 年 11 月までに、国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業の展開に係る広告・マーケティング費用並びに新規モバイルオンラインゲームの企画及び開発に係る費用に充当しております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、短期的にはコスト削減策を進めており、中長期的な視点からは、モバイルオンラインゲーム市場において、マーケティング活動及び新作ゲームの開発の強化推進を図っております。これらの施策は、更なるシェアの拡大及び企業価値の向上、ひいては株主価値の増加につながるものと考えております。したがって、当該資金の使途には合理性があるものと判断しております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①本新株式

発行価格につきましては、当社株式の株価動向、市場動向、本第三者割当増資で発行される株式の数等を総合的に勘案した上で、割当予定先との協議を行い、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日（平成 25 年 11 月 28 日）における株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値 721 円を基準に 10%ディスカウントした 649 円といたしました。

直近の当社の株価は、平成 25 年 8 月以降急激な変化は無く、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とすると、概ね 700 円から 1,000 円の範囲で安定しつつも緩やかな下降トレンドを辿っております。当社は、このような株価の変動と本第三者割当増資により生じる希薄化、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日付）等を勘案して、上記ディスカウントを決定いたしました。

本第三者割当増資に係る上記発行価格は、取締役会決議日（平成 25 年 11 月 29 日）の前営業日までの直前 1 ヶ月間の終値の平均値である 740 円（円未満切捨て）に対しては、12.30%のディスカウント、同直前 3 ヶ月間の終値の平均値である 832 円（円未満切捨て）に対しては、22.00%のディスカウント、同直前 6 ヶ月間の終値の平均値である 934 円（円未満切捨て）に対しては、30.51%のディスカウントであり、当社株式の株価動向と本第三者割当増資により生じる希薄化等を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な発行価格には該当しないものと判断いたしました。

なお、当社監査役 3 名全員（うち会社法上の社外監査役 3 名）から、取締役会における上記算定根拠による発行価格の決定は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利ではない旨の見解を得ております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及びドイツ銀行ロンドン支店との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社プルータス・コンサルティング）に依頼しました。

当該算定機関は、本新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、当社の株価、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、本スキームにおける当事者の行動に関しては、当社が有する行使価額修正選択権については、資金調達のため各回号とも順次行使価額の修正を行うことを仮定し、割当予定先は、随時権利行使を行うことを仮定しています。本新株予約権の行使及び株式の売却に際して割当予定先が負担するコストについては、当社が割当予定先から説明を受けた数値を前提として評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を、第9回新株予約権は3円50銭、第10回新株予約権は3円、第11回新株予約権は2円50銭としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、平成25年11月28日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を、第9回新株予約権は4.02%、第10回新株予約権は17.89%、第11回新株予約権は52.57%、それぞれ上回る額とするとともに、行使請求期間中に株価が固定行使価額を大幅に上回って上昇した場合、又は緊急の資金需要が発生したときのために、当社が行使価額修正に関する選択権を保有するものとし、当該修正に係るディスカウント率は、当社株式の株価動向等を勘案した上で、当社ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て、8%としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、ドイツ銀行ロンドン支店との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち会社法上の社外監査役3名）から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当しない旨の見解を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数は合計4,300,000株（議決権数43,000個）であり、平成25年11月29日現在の当社発行済株式総数30,643,600株（議決権数297,478個）を分母とする希薄化率は14.03%（議決権の総数に対する割合は14.45%）に相当します。

また、平成25年7月17日付の取締役会決議に基づいて発行した株式及び新株予約権の目的となる株式並びに平成25年11月29日付の取締役会決議に基づいてQihoo 360 Technology Co. Ltd.を割当先として発行する株式の数の合計は1,676,500株であり、これに係る議決権数は合計16,765個（以下「加算議決権数」といいます。）です。

本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式に係る議決権数に加算議決権数を加えた数（59,765個）を、平成25年11月29日現在の総議決権数（297,478個）からこれに含まれる平成25年7月17日付の取締役会決議に基づいて発行した株式に係る議決権の数を控除した数（294,267個）で除した割合は20.31%に相当するため、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、①本新株予約権は原則として当社の行使許可をもってターゲット価格で行使されるため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、②本第三者割当増資並びに本新株予約権の発行及びドイツ銀行ロンドン支店による本新株予約権の行使により調達した資金を、前述のとおり国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動及び新規タイトル開発費用に充当することで計画的かつ安定的な業容拡大と企業価値向上を実現していく予定であることから、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、本新株予約権については、将来何らかの事由により資金調達必要性が薄れた場合、又は本スキームより有利な資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する本新株予約権を取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名	称	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft, London)								
(2)	所	在	地	連合王国、ロンドン EC2N 2DB グレートウィンチェスターストリート1番、ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom)							
(3)	代表者の役職・氏名	ドイツ銀行取締役会及びグループ経営執行委員会共同会長 ユルゲン・フィッチェン (Jürgen Fitschen) アンシュ・ジェイン (Anshu Jain)									
(4)	事	業	内	容	銀行業						
(5)	資	本	金	2,380百万ユーロ (2012年12月31日現在) (329,106百万円) 換算レートは1ユーロ138.28円(平成25年11月28日の仲値)です。							
(6)	設	立	年	月	日	1870年3月10日					
(7)	発	行	済	株	式	数	929,499,640株 (2012年12月31日現在)				
(8)	決	算	期	12月31日							
(9)	従	業	員	数	98,219名 (フルタイム換算、連結、2012年12月31日現在)						
(10)	主	要	取	引	先	投資家及び発行体					
(11)	主	要	取	引	銀	行	-				
(12)	大株主及び持株比率	ブラックロック・インク					5.14% (2012年12月31日現在)				
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係										
	資 本 関 係			当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。							
	人 的 関 係			当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。							
	取 引 関 係			当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。							
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況			当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。							
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：百万ユーロ。特記しているものを除く。)											
決算期				2010年12月期		2011年12月期		2012年12月期			
連 結 純 資 産				50,368		54,660		54,410			
連 結 総 資 産				1,905,630		2,164,103		2,012,329			
1株当たり連結純資産(ユーロ)				52.38		58.11		57.37			
連 結 純 収 益				27,293		31,389		32,020			
連 結 当 期 純 利 益				2,330		4,326		291			

1株当たり連結当期純利益(ユーロ)	3.07	4.45	0.25
1株当たり配当金(ユーロ)	0.75	0.75	0.75(予定)
(単位:百万円。特記しているものを除く。)			
(注)換算レートは1ユーロ138.28円(平成25年11月28日の仲値)です。			
決算期	2010年12月期	2011年12月期	2012年12月期
連結純資産	6,964,887	7,558,385	7,523,815
連結総資産	263,510,516	299,252,163	278,264,854
1株当たり連結純資産(円)	7,243	8,035	7,933
連結純収益	3,774,076	4,340,471	4,427,726
連結当期純利益	322,192	598,199	40,239
1株当たり連結当期純利益(円)	425	615	35
1株当たり配当金(円)	104	104	104

※なお、下記(6)記載のとおり、割当予定先及び割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、平成25年10月に、ドイツ銀行グループの日本法人であるドイツ証券株式会社から、本第三者割当増資と本新株予約権の発行を同時に実施する資金調達方法について最初の提案を受けました。当該提案を受け、当社内で正式な協議・検討を行った結果、以下に述べるとおり、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であり、かつ本第三者割当増資及び本新株予約権の発行が有効な調達手段であるとの結論に至ったため、平成25年11月29日の取締役会において、本第三者割当増資及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

当社は、ドイツ銀行以外グループ以外の国内外の金融機関からも様々な提案を受けましたが、今回の資金調達では、一定の手取金を元手として事業活動の促進と株主価値向上を図るとともに、既存事業の拡大による業績向上や外部環境の進展によってさらに企業価値が上昇する場面を着実に捉えて、次の成長資金を調達できる方法を選択したいと考えていたため、ドイツ銀行グループより提案を受けた資金調達方法は、本第三者割当増資により一定の額を速やかにかつ確実に調達できるとともに、本新株予約権の発行により当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社の資金ニーズに合致していること、また、本スキームは、ドイツ銀行グループが独自に開発した手法であり、ドイツ銀行グループは平成19年2月から現在までに、本スキームを用いた資金調達で11件の実績を有していることから、本第三者割当増資及び本スキームを用いた資金調達を行うには、割当予定先としてドイツ銀行グループを選定するのが最善であると判断いたしました。

(注) 本割当は、日本証券業協会会員であるドイツ証券株式会社のあっせんを受けて行われたものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先は、投資銀行業務に基づく投資有価証券として本新株式及び本新株予約権を保有する予定です。割当予定先は、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。

当社は、割当予定先から、割当予定先が発行日より2年以内に本新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面で報告する旨、当社が当該内容を株式会社東京証券取引所に報告する旨及び当該内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得る予定です。

また、当社と割当予定先は、本買取契約において、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中に本新株予約権又は他のMSCB等のいずれかを行使することにより交付される株式数が、本新株予約権の払込日

時点における上場株式数の 10%を超える場合には、当該 10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を行わせない旨その他の同施行規則第 436 条第 4 項に規定する内容を定めます。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本新株式及び本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当予定先の直近の財務諸表等から、純資産額は 54,410 百万ユーロ（約 75,238 億円、換算レート 1 ユーロ 138.28 円（平成 25 年 11 月 28 日の仲値））（連結、平成 25 年 6 月 27 日現在）と確認しているほか、当該資金の払込みについては本買取契約及び本新株式に係る買取契約において割当予定先の義務として確約されることから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社代表取締役社長である真田哲弥は、その保有する当社普通株式について、割当予定先の関係会社であるドイツ証券株式会社への貸株を行う予定です。

ドイツ証券株式会社は、本第三者割当増資により取得する当社普通株式の数量の範囲内でヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるドイツ銀行は、その株式をドイツ連邦共和国内の各証券取引所及び米国ニューヨーク証券取引所に上場しており、ドイツ連邦共和国の行政機関であるドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin)）の監督及び規制を受けております。また、ドイツ銀行ロンドン支店は、イングランド銀行（Bank of England）（プルードンス規制機構（Prudential Regulation Authority））及び英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督及び規制を受けております。

当社は、ドイツ連邦金融監督庁ホームページ、英国金融行為監督機構ホームページ、ドイツ銀行のアンニュアルレポート等でドイツ銀行の属するグループが諸外国の監督及び規制の下にある事実について確認しており、また本件のあっせんを行うドイツ証券株式会社の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、ドイツ銀行及びその役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ドイツ銀行ロンドン支店（ドイツチェバンクアーゲーロンドン 6100） （常任代理人ドイツ証券）	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK （東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー）	—	—	4,300,000	12.30%
真田 哲弥	東京都江東区	3,846,900	13.07%	3,846,900	11.00%

ザ バンク オ ブ ニューヨー ク メロン ア ズ エージェン ト ビーエヌワ イエム エイエ ス イーエイ	東京都中央区月 島四丁目 16 番 13 号	1, 110, 000	3. 77%	1, 110, 000	3. 17%
MSIP CLIENT SECURITIES	東京都渋谷区恵 比寿四丁目 20 番 3 号 恵比寿 ガーデンプレイ スタワー	973, 500	3. 31%	973, 500	2. 78%
Qihoo 360 Technology Co. Ltd.	中華人民共和国 北京チャオヤン 地区ジャングオ 通り 71 番ブロ ック 1 エリア D フートンタイム ズプラザ	—	—	918, 500	2. 63%
日本証券金融株 式会社	東京都中央区日 本橋茅場町一丁 目 2 番 10 号	836, 900	2. 84%	836, 900	2. 56%
株式会社 SBI 証 券	東京都港区六本 木一丁目 6 番 1 号	782, 600	2. 66%	782, 600	2. 24%
ゴールドマン・ サックス・アン ド・カンパニー レギュラーアカ ウント	東京都港区六本 木六丁目 10 番 1 号 六本木ヒル ズ森タワー	739, 600	2. 51%	739, 600	2. 12%
セガサミーホー ルディングス株 式会社	東京都港区東新 橋一丁目 9 番 2 号 汐留住友ビ ル 21 階	675, 000	2. 29%	675, 000	1. 93%
バンクオブニュー ヨーク メロ ン エスエー エヌブイ フォ ー ビーエヌワ イ ジーシーエ ム クライアン ト	東京都千代田区 大手町一丁目 2 番 3 号	632, 600	2. 15%	632, 600	1. 81%
ドイチェ バン ク アーゲー ロンドン ピー ビー ノントリ ティー クライ アンツ 613	東京都千代田区 永田町二丁目 11 番 1 号	585, 500	1. 99%	585, 500	1. 67%
計	—	10, 182, 600	34. 61%	15, 401, 100	44. 05%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成 25 年 6 月 30 日現在の株主名簿上の株式数に、平成 25 年 7 月 17 日付の取締役会決議に基づいて発行した株式及び新株予約権の目的である株式の数並びに当社において把握している主要株主による株式の売却を反映させたものを基準としております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割

当前の「所有株式数」に、本新株式及び本新株予約権の目的である株式の数並びに平成 25 年 11 月 29 日付の取締役会決議に基づいて Qihoo 360 Technology Co. Ltd. を割当先として発行する株式の数を加えた株式数によって算出しております。

3. ドイツ銀行ロンドン支店の「割当後の所有株式数」は、本新株式及び本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。ドイツ銀行ロンドン支店は、本新株式及び本新株予約権を行使した場合に交付される当社株式の保有方針として、長期間保有する意思を表明しておりません。なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条は、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社（保険会社を除きます。）の総株主の議決権の 5%を超えて保有することはできない旨定めておりますので、ドイツ銀行ロンドン支店は、原則として当社発行済株式の 5%を超えて保有することはできません。

9. 今後の見通し

今回の資金調達による平成 25 年 12 月期当社連結業績に与える影響は、軽微であります。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当増資及び本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

決算期	平成 22 年 8 月期	平成 23 年 8 月期	平成 24 年 8 月期
売上高	2,953 百万円	5,665 百万円	15,209 百万円
営業利益	150 百万円	961 百万円	2,810 百万円
経常利益	131 百万円	951 百万円	2,819 百万円
当期純利益	209 百万円	549 百万円	1,622 百万円
1 株当たり当期純利益	13,439.39 円	117.53 円	63.78 円
1 株当たり配当金	-円	-円	-円
1 株当たり純資産	48,347.65 円	278.83 円	119.36 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 11 月 29 日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	30,643,600 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,749,400 株	8.97%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 22 年 8 月期	平成 23 年 8 月期	平成 24 年 8 月期
始 値	-円	-円	794 円
高 値	-円	-円	1,110 円
安 値	-円	-円	375 円
終 値	-円	-円	487 円

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成 24 年 1 月 31 日を基準日とする株式分割（1：5）を考慮して調整しております。

② 最近 6 か月間の状況

	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
始 値	613 円	1,015 円	1,180 円	875 円	872 円	774 円
高 値	1,118 円	2,050 円	1,237 円	1,000 円	972 円	852 円
安 値	518 円	990 円	820 円	820 円	784 円	653 円
終 値	978 円	1,259 円	895 円	868 円	786 円	721 円

- (注) 1. 各株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 平成 25 年 11 月の株価については、平成 25 年 11 月 28 日現在で表示しております。

③ 発行決議日前日における株価

	平成 25 年 11 月 28 日
始 値	726 円
高 値	738 円
安 値	718 円
終 値	721 円

(4) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成 24 年 12 月 10 日	1,711,463,000 円	1,789,654,000 円	(注) 1.
平成 25 年 8 月 2 日	136,987,200 円	1,926,641,200 円	(注) 2.
平成 25 年 8 月 2 日	50,045,250 円	1,945,465,200 円	(注) 3.
平成 25 年 8 月 2 日	0 円	1,995,510,450 円	(注) 4.

(注) 1. 第 1 回新株予約権 (第三者割当て) の発行

払 込 期 日	平成 24 年 12 月 10 日	
発行新株予約権数	3,650 個	
発行価額	新株予約権 1 個当たり 8,820 円 (総額 32,193,000 円)	
当該募集による潜在株式数	潜在株式数: 3,650,000 株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 448 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は、3,650,000 株です。	
資金調達額	1,711,463,000 円 (差引手取金概算額: 1,702,120,000 円) (内訳) 新株予約権発行分: 32,193,000 円 新株予約権行使分: 1,679,270,000 円	
割 当 先	メリルリンチ日本証券株式会社	
現時点における行使状況	全新株予約権が行使済です。	
当初の資金使途・支出予定時期	①新規モバイルオンラインゲームの企画及び開発に係る人件費及び外注加工費	平成 25 年 3 月～平成 27 年 3 月
	②海外展開のための立上げ費用 (新規オフィス賃貸、人材採用、その他設立関係諸費用等)	平成 25 年 3 月～平成 27 年 3 月
	③新規モバイルオンラインゲームに係るマーケティング及び PR 費用	平成 25 年 3 月～平成 27 年 3 月

2. 第三者割当増資

払 込 期 日	平成 25 年 8 月 2 日
調達資金額	271,974,400 円 (差引手取概算額)
発行価額	1,134 円
募集時における発行済株式数	30,052,500 株

当該募集による 発行株式数	241,600株
募集後における 発行済株式総数	30,373,600株
割当先	株式会社博報堂
発行時における 当初の資金使途	国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業の展開に係る、広告・マーケティング費用
発行時における 支出予定時期	平成25年8月～平成26年7月
現時点における 充当状況	未充当のため、銀行預金として管理しております。

3. 第三者割当増資

払込期日	平成25年8月2日	
調達資金の額	98,790,500 円（差引手取概算額）	
発行価額	1,259 円	
募集時における 発行済株式数	30,052,500 株	
当該募集による 発行株式数	79,500 株	
募集後における 発行済株式総数	30,373,600 株	
割当先	O a kキャピタル株式会社	
発行時における 当初の資金使途	新規モバイルオンラインゲームの企画及び開発に係る人件費	
発行時における 支出予定時期	平成25年8月～平成26年1月	
現時点における 充当状況	新規モバイルオンラインゲームの企画及び開発に係る人件費に、98,790,500 円を充当しております。	平成25年8月～ 平成25年10月

4. 第8回新株予約権の発行

払込期日	平成25年8月2日	
発行新株予約権数	4,369 個	
発行価額	新株予約権 1 個当たり 2,770 円（総額 12,102,130 円）	
当該募集による 潜在株式数	436,900 株	
資金調達の額	562,159,230 円（差引手取概算額 559,159,230 円） （内訳）新株予約権発行分：12,102,130 円 新株予約権行使分：550,057,100 円	
割当先	O a k キャピタル株式会社	
現時点における 行使状況	全新株予約権が未行使です。	
当初の資金使途・支出 予定時期	新規モバイルオンラインゲームの企画及び開発に係 る人件費	平成25年8月～ 平成26年1月

11. 発行要項

◇新株式の発行要項

- | | |
|--|---|
| 1. 募集株式の種類 | 当社普通株式 |
| 2. 募集株式の数 | 1,300,000株 |
| 3. 発行価額（会社法上の払込金額） | 1株につき649円 |
| 4. 発行価額（会社法上の払込金額）の総額 | 843,700,000円 |
| 5. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 1株につき324.5円
資本準備金 1株につき324.5円 |
| 6. 申込期日 | 平成25年12月24日 |
| 7. 払込期日 | 平成25年12月24日 |
| 8. 新株式交付日 | 平成25年12月24日 |
| 9. 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全ての株式をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。 |
| 10. 新株式の継続所有等の取決めに係る事項 | 当社と割当先との間において、割当新株式について、継続保有および預託に関する取り決めはありません。
ただし、当社は、割当先から、割当新株式効力発生日（平成25年12月24日）より2年間に於いて、当該割当新株式の全部または一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。 |
| 11. (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |
| (2) その他本新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。 | |

（注）発行価額の決定

発行価額の算定方法は、新株式1株当たりの発行価額は、平成25年11月28日の東京証券取引所における当社普通株式終値に90%を乗じた金額（1円未満切上げ）といたしました。

◇第9回新株予約権の発行要項

- | | |
|--|---|
| 1. 新株予約権の名称 | K L a b 株式会社第9回新株予約権（以下「本新株予約権」という。） |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額 | 金3,500,000円 |
| 3. 申込期日 | 平成25年12月16日 |
| 4. 割当日および払込期日 | 平成25年12月16日 |
| 5. 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をDeutsche Bank AG, London Branchに割当てる。 |
| 6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法 | |
| (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 | |
| (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株（本新株予約権1個当たり1株（以下「割当株式数」という。））とする。 | |
- なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
- その他、目的である株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役

会決議により、合理的な範囲で目的である株式数を適宜調整するものとする。

7. 本新株予約権の総数 1,000,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金3円50銭
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、750円とする（以下「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正

当社は平成25年12月16日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第18項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、340円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。
11. 行使価額の調整
 - (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} \text{調整後} & & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \end{array}$$
 - (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 - ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社またはその関係会

社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員または使用人に新株予約権を割当てる場合であって、かつ、その目的である当社普通株式の数量（本新株予約権の割当日後、当該新株予約権の発行前に当社またはその関係会社の取締役その他の役員または使用人に割当てた新株予約権がある場合にはその目的である当社普通株式の数量を含む。）が459,654株（ただし、当社が平成25年11月29日以降に当社普通株式の併合、分割または当社の株主に対する当社普通株式の無償割当をする場合は、当該株式併合、株式分割または無償割当の割合に応じて減少または増加するものとする。）以下である場合を除く。）調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、

当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
 - (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使期間
平成25年12月16日（当日を含む。）から平成27年12月15日（当日を含む。）までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり3円50銭の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
21. 払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を3円50銭とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

◇第10回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 K L a b株式会社第10回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金3,000,000円
3. 申込期日 平成25年12月16日
4. 割当日および払込期日 平成25年12月16日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Deutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株（本新株予約権1個当たり1株（以下「割当株式数」という。））とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
その他、目的である株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的である株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 1,000,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金3円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、850円とする（以下「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正
当社は平成25年12月16日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議に

より行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第18項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、340円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社またはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員または使用人に新株予約権を割当てる場合であって、かつ、その目的である当社普通株式の数量（本新株予約権の割当日後、当該新株予約権の発行前に当社またはその関係会社の取締役その他の役員または使用人に割当てた新株予約権がある場合にはその目的である当社普通株式の数量を含む。）が459,654株（ただし、当社が平成25年11月29日以降に当社普通株式の併合、分割または当社の株主に対する当社普通株式の無償割当をする場合は、当該株式併合、株式分割または無償割当の割合に応じて減少または増加するものとする。）以下である場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付

社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。

- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使期間
平成25年12月16日（当日を含む。）から平成27年12月15日（当日を含む。）までとする。ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり3円の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
21. 払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店

22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を3円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

◇第11 回新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 K L a b 株式会社第11回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金2,500,000円
3. 申込期日 平成25年12月16日
4. 割当日および払込期日 平成25年12月16日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を Deutsche Bank AG, London Branchに割当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は1,000,000株（本新株予約権1個当たり1株（以下「割当株式数」という。））とする。
 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 その他、目的である株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的である株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 1,000,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 金2円50銭
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、1,100円とする（以下「当初行使価額」という。）。
10. 行使価額の修正
 当社は平成25年12月16日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第18項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、340円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社またはその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員または使用人に新株予約権を割当てる場合であって、かつ、その目的である当社普通株式の数量（本新株予約権の割当日後、当該新株予約権の発行前に当社またはその関係会社の取締役その他の役員または使用人に割当てた新株予約権がある場合にはその目的である当社普通株式の数量を含む。）が459,654株（ただし、当社が平成25年11月29日以降に当社普通株式の併合、分割または当社の株主に対する当社普通株式の無償割当をする場合は、当該株式併合、株式分割または無償割当の割合に応じて減少または増加するものとする。）以下である場合を除く。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの修正日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 第10項および本項に定めるところにより行使価額の修正または調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正または調整前の行使価額、修正または調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。
12. 本新株予約権の行使期間
平成25年12月16日（当日を含む。）から平成27年12月15日（当日を含む。）までとする。
ただし、第14項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取

- 得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり2円50銭の価額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
16. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第12項に定める行使請求期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 株券の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
20. 行使請求受付場所
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
21. 払込取扱場所
株式会社三菱東京UFJ銀行 虎ノ門中央支店
22. 新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権および買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を2円50銭とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとする。
23. その他
(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上